

福岡県道路交通法施行細則（案）新旧対照表

〔昭和47年4月1日  
福岡県公安委員会規則第7号〕

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>目次～第10条の2 （略）</p> <p>（軽車両の乗車及び積載の制限）</p> <p>第11条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして運転をしてはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が<u>幼児用座席に幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u> 1人を乗車させる場合</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。（㉔）において同じ。）の幼児用座席に幼児2人を乗車させる場合</u></p> <p>(ウ) 16歳以上の運転者が<u>幼児1人を帯等で確実に背負う場合</u></p> <p>(㉔) 16歳以上の運転者が<u>幼児1人</u>を帯等で確実に背負い、かつ、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に<u>幼児1人</u>を乗車させる場合</p> <p>(オ)～(㉑) （略）</p> <p>イ （略）</p>	<p>目次～第10条の2 （略）</p> <p>（軽車両の乗車及び積載の制限）</p> <p>第11条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして運転をしてはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が<u>幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人</u>を乗車させる場合</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。（㉔）において同じ。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人</u>を乗車させる場合</p> <p>(ウ) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者1人</u>を帯等で確実に背負う場合</p> <p>(㉔) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者1人</u>を帯等で確実に背負い、かつ、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に<u>小学校就学の始期に達するまでの者1人</u>を乗車させる場合</p> <p>(オ)～(㉑) （略）</p> <p>イ （略）</p>

(2)~(4) (略)

第 1 2 条~様式第 7 1 号 (略)

(2)~(4) (略)

第 1 2 条~様式第 7 1 号 (略)